

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 期末手当の支給について

行政不服審査法の改正により、異議申立てに関する規定が廃止されること及び審査請求期間について定める規定が、同法第14条から第18条に変わることに伴い、文言の整理を行う。

2 等級別基準職務表の新設

地方公務員法の一部改正により等級別基準職務表について区の条例で定めるとされ、当該表を定めるとともに、所要の規定整備をする。

3 降給基準の追加

職員の分限に関する条例の一部改正による分限処分における降給制度の導入に伴い、降給させる場合の号給について定める。

4 施行期日

平成28年4月1日